

いじめ防止基本方針

真岡市立亀山小学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行より）

2 いじめ対応の基本的な考え方

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」「どの子どもにも、どの学校においても起こりうる」という認識のもと、児童の小さなサインを見逃さず、早期発見、早期対応をする。
- (2) 児童の悩み・保護者の悩みを積極的に受け止める相談体制を作り、教職員と児童、児童間の共感的な人間関係作りに努める。
- (3) 個性や差異を尊重する態度や、その基本となる適切な価値観を育てる指導を徹底するとともに、道徳教育や心の教育をとおしてかけがえのない命、生きることのすばらしさや喜びについて指導する。
- (4) 教育相談の研修などを積極的に行い、指導力向上に努め、適切な指導助言を行う。また、教師間に対する解釈が相違ないように、いじめの定義の解釈を明確にし、共通理解を図る。

3 いじめ防止のための対策

- (1) 組織的な対応に向けて
 - 「いじめ不登校対策委員会」を組織し、「いじめ未然防止・早期発見に係る会議」を職員会議後及び打合せ時に開催し、未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け、組織的に対応する。
 - いじめを始めとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともにその対応能力の向上を図る。
- (2) いじめの未然防止にむけて
 - 児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付くさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成する。
 - いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう計画的な指導を実践する。
 - 児童一人一人が、意欲をもって様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図る。
 - インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。
 - 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- (3) いじめの早期発見に向けて
 - 児童の声に耳を傾け、児童のささいな変化を見逃さない。
 - 児童の生活を把握するためのアンケートや個人面談を行う。
 - いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応し、速やかに止めることを優先する。
 - 児童、保護者、地域からいじめに関する相談・通報の窓口を明確にする（窓口：教頭）。
- (4) いじめの早期解決に向けて
 - いじめられている児童や保護者の立場に立って対応する。
 - いじめの疑いがあることを認識した場合は、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いこむことなく、組織的かつ継続的に対応する。
 - いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう思いやりの心や規範意識の醸成、人間関係の改善に向けて継続的に指導・援助する。
 - 双方の保護者に対して、しっかりと説明し、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向けて取り組む。

- いじめを見ていた児童に対しては、いじめを自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成する。
- 学校単独で対応することが困難と判断した場合には、学校設置者と相談しながら考え、必要に応じて外部の専門機関に援助を求める。
- 解決した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導し、良好な人間関係の構築に努める。

4 いじめ防止等のための主な取組

(1) 教師がすること

- ア いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
 - (ア) 保護・児童アンケートの実施（学校評価）
 - (イ) 定期教育相談
 - ・毎月、教育相談週間を設定し、各学級で「ちょっとおしえて」を活用し、児童の悩みや問題を見つけ、早期解決の手がかりとする。
 - ・教育相談時、6月と10月に交友調査（中・高学年は6月と11月にQ-U調査を実施し、児童の交友関係を把握する。
 - ・10月を教育相談月間と位置づけ、業間・昼休みを利用し、担任が児童一人一人と話し合う。
 - (ウ) 日常の児童の見取り
 - ・児童の様子を注意深く観察する。
 - ・月3日以上欠席した児童がいた場合、その状況を把握し、児童指導主任に伝える。状況によって、ケース会議を開催し、対応等を協議する。
 - ・児童に関する情報はすべて児童指導主任が窓口となり集約し、教頭・校長に速やかに報告する。
 - ・必要な情報は、職員会議等で全職員に共有し（いじめ未然防止・早期発見に係る委員会の実施）、必要に応じて対応を協議する。
 - イ 教育相談等で把握した気がかりな児童については、引き続き注意深く観察し、個別に教育相談等を行い対応していく。
 - ウ 軽微な問題行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識のもと、個別指導及び学級、学年で全体指導を行う。
 - エ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

(2) 児童がすること ※教師の指導の下

- ア 帰りの会等で一日を振り返る。
 - (ア) 反省を出し合い、自分の生活改善や学年・学級集団の向上のための手立てとする。
 - (イ) 学校生活の中で良い点や問題点を見つけ目を養う。
- イ なかよし班活動、児童集会、亀山マルシェ等をとおして、お互いを尊重し合う環境作りをする。

(3) 家庭に協力を求めること

- ア いじめの解決には、子どもたちがそうしてしまった背景や、子どもたちが抱えるストレスを取り除いていく必要がある。つまり家庭の協力が不可欠であることを伝え、理解を求める。
- イ 家庭での子どもの様子に気がかりなことがあれば、すぐに報告をお願いする。
- ウ いじめに発展しそうな事案があった場合は、双方の家庭に連絡する。家庭でも子どもから話を聞き、家庭においても学校との協力の下指導をお願いする。

平成26年 4月制定
平成29年12月改定
令和7年 4月改定